

第 7 8 号議案

加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例の一部を改正する条例制定の件

加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例の一部を改正する条例

加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 4 条第 2 号中「午後 9 時」を「午後 1 0 時」に改め、同条第 4 号を削る。

第 1 1 条第 3 項中「第 6 条及び第 8 条」を「第 6 条まで、第 8 条及び別表」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

施設等 使用料	区分	部屋名	料金		備考
			午前 9 時～午後 6 時	午後 6 時～午後 1 0 時	
	会議休憩等	多目的ホール	1 時間につき 3, 3 0 0 円	1 時間につき 5, 0 0 0 円	1 間仕切りにより区分したときは、使用面積割合に相当する額とする。 2 営利を目的とした使用については、倍額の使用料とする。
	区分	料金	備考		
	浴室入場料	1 人 6 0 0 円	1 小学生以下（ただし、小学校就学前の乳幼児は無料）及び障害者手帳所持者は、半額。		

		2 回数券利用の場合、10枚買上げにつき1枚無料。 3 1の適用を受けようとする者は、その身分が確認できるものを携帯すること。 4 市長が認める場合に優待券を発行する。
(注) (1) 上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。 (2) 「小学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童をいう。		

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

第 7 8 号議案 要旨

加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市東条福祉センター「とどろき荘」（以下「東条福祉センター」という。）の宿泊業務を廃止し、東条公民館との複合施設とすることに伴い、業務内容、室の利用時間及び使用料を変更するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 東条福祉センターが行う業務から宿泊業務を削ること。（第 3 条関係）
- (2) 東条福祉センターの室(多目的ホール)の利用時間を午後 1 0 時までに延長すること。（第 4 条関係）
- (3) 施設等使用料を定める別表から宿泊及び宿泊に付随する施設使用料に関する規定を削ること並びに多目的ホールの使用料を 1 時間当たりに改めること。（別表関係）
- (4) 所要の文言整理を行うこと。（第 1 1 条関係）

3 施行期日 平成 3 0 年 3 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(業務)</p> <p>第3条 東条福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>宿泊業務に関すること。</u></p> <p>(2) 浴場業務に関すること。</p> <p>(3) 部屋の使用業務に関すること。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、必要な業務</u></p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 東条福祉センターの開館時間及び利用時間（以下「開館時間等」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間等を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 室の利用 午前9時から<u>午後9時</u>まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>宿泊 午後4時から翌日の午前9時まで</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第4条</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 東条福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 浴場業務に関すること。</p> <p>(2) 部屋の使用業務に関すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、必要な業務</u></p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 東条福祉センターの開館時間及び利用時間（以下「開館時間等」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間等を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 室の利用 午前9時から<u>午後10時</u>まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第4条</p>

から第6条及び第8条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表（第7条関係）

施設等使用料	区分	部屋別	料金			備考
	宿泊（1泊）	洋室		1人4,500円		
和室			1人4,500円			
特別室			1人6,500円			2 障害者手帳所持者、小学生、小学校就学前2年の幼児の料金は半額。 3 小学校就学前2年未満の乳幼児は無料。
区分	部屋別	午前（午前9時～正午）	午後（午後1時～午後5時）	夜間（午後6時～午後9時）	備考	
会議休憩等	旧館和室	2,500円	3,200円	3,500円	1 間仕切り使用は、半額。	
	旧館洋室	2,000円	2,200円	2,500円		
	和室	1,500円	1,800円	2,000円		
	洋室	1,200円	1,300円	1,500円	2 営利を目的とした使用については、倍額の使用料とする。	
多目的ホール	10,000円	13,000円	15,000円			

から第6条まで、第8条及び別表の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表（第7条関係）

施設等使用料	区分	部屋名	料金		備考
			午前9時～午後6時	午後6時～午後10時	
会議休憩等	多目的ホール	1時間につき 3,300円	1時間につき 5,000円	1 間仕切りにより区分したときは、使用面積割合に相当する額とする。 2 営利を目的とした使用については、倍額の使用料とする。	
浴室入場料	1人600円	1 小学生以下（ただし、小学校就学前の乳幼児は無料）及び障害者手帳所持者は、半額。 2 回数券利用の場合、10枚買上げにつき			

区分	種類	料金	備考
貸衣類	浴衣	1枚 300円	1 休憩の場合に限る。
	丹前	1枚 300円	
	茶羽織	1枚 300円	
	寝具	1組 1,100円	
区分	種類	料金	備考
貸娯楽 用具	マージャ ン具	2,000円	
	カラオケ セット	4,000円	
区分	料金	備考	
___入 場料	1人600円	1 小学生以下（ただし、小学校就学前の乳幼児は無料）及び障害者手帳所持者は、半額。 2 回数券利用の場合、10枚買上げにつき1枚無料。 3 1の適用を受けようとする者は、その身分が確認できるものを携帯すること。 4 宿泊する場合は、入場料を徴収しない。 5 市長が認める場合に優待券を発行する。	
(注)			

		1 枚無料。 3 1の適用を受けようとする者は、その身分が確認できるものを携帯すること。 4 市長が認める場合に優待券を発行する。
(注)		
(1) 上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。 (2) 「小学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童をいう。		

(1) 上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。

(2) 「小学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童をいう。